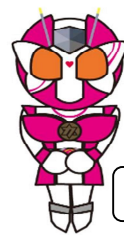


市民協働課から自治会への支援制度

各種助成制度をご利用になる際は、お早めに市民協働課へご相談ください。

※ こちらで紹介する各種助成制度は、審査を必要とするものや、予算の範囲内で実施されるものなどがありますので、まずは担当係へご確認ください。



カヌマン4号

助成事業名	1 鹿沼市自治会報償金										
担当課・係	市民協働課 コミュニティ推進係 TEL 63-2240										
内容	〈対象〉各単位自治会 〈必要書類〉「自治会加入世帯数等の報告について」 ※毎年度末頃、自治連より4月以降について照会する資料の1つです。 〈助成目的〉市の広報紙配布や各種募金のとりまとめ、市行政連絡事項周知など 市が自治会に依頼する事務に対し交付する報償金です。 〈交付額〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入世帯数</th><th>均等割額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～100</td><td>120,000 円</td></tr> <tr> <td>101～200</td><td>130,000 円</td></tr> <tr> <td>201～500</td><td>140,000 円</td></tr> <tr> <td>501～</td><td>150,000 円</td></tr> </tbody> </table> + (加入世帯数×630 円) の金額になります。 合計額の100 円未満切り捨てた金額を自治会口座へお振込みします。	加入世帯数	均等割額	～100	120,000 円	101～200	130,000 円	201～500	140,000 円	501～	150,000 円
加入世帯数	均等割額										
～100	120,000 円										
101～200	130,000 円										
201～500	140,000 円										
501～	150,000 円										

事業名	2 自治公民館等補助金（地代補助）
担当課・係	市民協働課 コミュニティ推進係 TEL 63-2240
内容	〈対象〉各単位自治会等（地縁団体）が設置、又は所有する公民館等の集会施設 〈要件〉所有する公民館等の集会施設の敷地の借り上げ経費補助 ※別途、減免を受けている土地は対象外 〈必要書類〉 (1) 補助金等交付申請書 (2) 自治公民館敷地借上事業計画 (3) 補助金等交付前金払請求書 (4) 借り上げ敷地の賃貸契約書 ※契約変更時のみ (5) 地代を支払った際の領収書の写し 〈補助金額算出方法〉上限額：100%以内 ① 借りている土地の評価額に100 分の4 を掛けて得た額と借上げ実費を比べ、そのうち、どちらか低い方の金額を使用します。 ② ①で算出したどちらか低い額を借り上げている敷地面積で割ります。 ③ ②で得た額に建坪面積に5 を掛けて得た面積と借り上げている敷地面積を比べ、そのうち、少ない面積を掛けて出た金額が補助金額になります。

助成事業名	3 自治公民館等補助金（新築、修繕）
担当課・係	市民協働課 コミュニティ推進係 TEL 63-2240
内容	〈対象〉 各単位自治会等（地縁団体）が設置、又は所有する公民館等の集会施設 〈要件〉 ● 公民館等の集会施設の建設（新築、増改築、統合のための新築） ● 公民館等の集会施設の整備（施設修繕） 〈必要書類〉 （1）補助金交付申請書 （2）事業計画書 （3）収支予算書 （4）設計書 ※新築・増改築のみ （5）見積書 （6）補助金等交付前金払請求書 （7）工事代金を支払った際の領収書の写し （8）工事前後の現場写真 〈補助金額〉 （1）新築の場合：費用の5分の2以内で、500万円以下 （増・改築）費用の2分の1以内で、100万円以下 （統合） 費用の2分の1以内で、800万円以下 （2）修繕の場合：費用の2分の1以内で、100万円以下 〈注意点〉 （1）毎年9月末頃までに、次年度以降の修繕についてのご相談を受け付けております。 （2）補助金を受けた自治会は、翌年度、翌々年度は受けられません。



協働の
まちづくり！

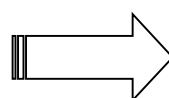
カヌマン3号

助成事業名	4 地域のチカラ協働事業補助金
担当課・係	市民協働課 市民協働係 TEL 63-2241
内容	〈対象〉地区コミュニティ推進協議会等 (1) 地域づくり活動事業・・・全地区で取組む事業 地域の生活環境等を支援する事業など、下記5事業を一つの事業にまとめ、補助金を支出するものです。 ① 防犯灯維持管理事業（防犯灯電気料補助） ② まち灯り維持管理事業（商店街街路灯電気料補助） ③ 自主防犯団体活動事業 ④ 敬老事業 ⑤ 地域環境ネットワーク事業（きれいなまち推進員報償） ※みまもり隊活動事業（みまもり隊員報償として、報償費を個別に支出します。） (2) 地域のチカラ協働事業・・・地域の提案事業（複数地域の提案事業も可） 地域の課題解決や活性化につながる事業として、住民の自由な発想で提案され、地区の合意を得たものを対象とします。 〈必要書類〉 (1)～(2)まで、申請は全て各地区のコミュニティ推進協議会または地域の意見を集約できる組織が行います。必要書類は下記のとおりとなります。 また、(2)は外部有識者を含む審査会を受ける必要があります。 ・地区計画書 ・事業計画書（収支計画書含む） ※(1)①と②については、電気料補助の計算のため、自治会長や管理組合の皆様には領収書または料金内訳明細書等を市へ提出いただきます。詳しくは、p5「6 防犯灯及び街路灯の電気料補助」をご覧ください。

助成事業名	5 防犯灯の設置
担当課・係	市民協働課 コミュニティ推進係 TEL 63-2240
内容	〈対象〉 各単位自治会または地区防犯協会等 〈要件〉 夜間における犯罪・交通事故の発生の恐れのある箇所に設置 〈必要書類〉 ・防犯灯設置要望書 ・現在の防犯灯電気料支払領収書の宛名面 ・添架承認書 ※NTT 電柱に設置する場合のみ ・位置図 ・土地所有者からの設置同意書 ※要望箇所に電柱がない場合のみ 〈注意事項〉 (1) 防犯灯の設置費用は市で負担しますが、設置後の維持管理（移設や撤去、電気料の支払いや器具の変更・修理、消耗品の交換など）は各自治会等の負担になります。 (2) 2台以上要望する場合は、必ず優先順位をつけてください。 (3) 設置条件などで、要望箇所全てに防犯灯を設置できないこともあります。 (4) 市が現地調査を行う際、立会のお願いや確認のお電話をする場合があります。

助成事業名	6 防犯灯及び街路灯の電気料補助
担当課・係	市民協働課 防犯灯：コミュニティ推進係 TEL 63-2240 街路灯：市民協働係 TEL 63-2241
内容	〈対象〉 防犯灯：各単位自治会または地区防犯協会等 街路灯：街路灯管理組合等 〈必要書類〉 ・登録情報確認票 ・電気料が分かる領収書等 〈算出方法〉 年払い：1 年分の電気料×2 分の1 半年払い：半年の電気料 月払い：年度はじめの電気料×12×2 分の1

助成事業名	7 外国人住民に関する相談窓口・「やさしい日本語」出前講座の開催		
担当課・係	市民協働課 市民協働係 鹿沼市国際交流協会	TEL 63-2241 TEL 60-5931	
内容	外国人住民が、地域のルールを守らない・迷惑行為を行う。 …そのようなことが起きる背景として、外国人住民が、 ・ルールを”知らない”、”理解していない”（文化の違いによる認識の差や、ことばの壁による理解不足） ・分からないことがあるが、誰に聞いたら良いのか分からない等の理由があり、困っているかもしれません。		
	①外国人住民に関する相談窓口 悩み事の解決に向けて、一緒に取り組みます。 場所 鹿沼市下横町 1302-5 （まちなか交流プラザ内 1 階 鹿沼市国際交流協会） 窓口 平日 9 時から 17 時まで 電話 60-5931		
	②「やさしい日本語」出前講座の開催 ～ 外国人等にも分かりやすいコミュニケーション方法を学んでみませんか？ ～ 私たちが普段何気なく使用する”熟語、敬語、擬態語等”は、外国人住民にとっては難しく、伝わりにくいことがあります。“やさしい気持ち”と“やさしいことば”でお互いに歩み寄り、「やさしい日本語」でコミュニケーションを取りましょう。 ※市内在住、在勤、在学者10人以上で開催できます。参加料は無料です。 ※地域の課題に合わせた内容の調整も可能です。ご相談ください。 申し込みは、開催希望時期の1ヵ月以上前までに、まずは生涯学習課 63-3498 へお電話ください。		



8 鹿沼市地域ボランティア活動補償制度について

市民の皆さんが安心して自治会活動やボランティア活動を行うことができるよう、活動中にケガをしたり、他人の物を壊したりした場合などの事故を補償する制度です。

ただし、地域活動における全ての事故を補償の対象とするものではないので、個々の活動が補償の対象となるか、詳細は市民協働課までお問い合わせください。

制度の概要等は、次のとおりです。

対象者	自治会や地域ボランティア活動を行う市民団体、並びにその活動の指導者や運営スタッフ、活動従事者 ※単なる見物人、活動のサービスを受ける者、受講者、乳児等の自発的に活動に参加する能力のない者を除く。	
対象となる活動	・市民団体等が、営利を目的とせず無報酬（交通費、昼食代等の実費弁償は無報酬とみなす）で行う公益性の認められる活動 ・市の行う事業または活動のうち、地域活動に類するもので市民が無報酬で参加する活動	
賠償補償限度額	身体賠償(対人)	1名につき 1億円 1事故につき 3億円
	財物賠償(対物)	1事故につき 1,000万円
	保管物賠償	1事故につき 300万円
傷害補償金額	死亡補償	1名につき 300万円
	後遺障害補償	1名につき 9万円～300万円
	入院補償	1日 3,000円
	手術補償	1回 3万円～12万円
	通院補償	1日 2,000円

■保険料は不要です。鹿沼市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。

■事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただきます。

■事故が起こった際の手続き方法

(1) 速やかに市役所市民協働課へ連絡【電話：0289-63-2241】

まずは事故の状況を伝えましょう。状況確認後、報告書様式等をお渡しします。

※特に、賠償事故の場合は、すぐに連絡し事故状況写真を撮影してください。

(2) 事故報告書の提出

必要書類を添付の上、事故報告書を提出してください。(3週間以内)

お問い合わせ先・担当課

鹿沼市役所 市民部 市民協働課 市民協働係

電話：0289-63-2241 FAX：0289-60-1001